

令和5年3月24日

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和4年3月24日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品名、規格、単位、予定数量
パッド, 体外自動式除細動器, 2型用ほか3件 別紙第1「内訳書」のとおり

(2) 納期 契約締結後～令和6年3月29日（発注書による）

(3) 納地 陸上自衛隊島松駐屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年4月24日（月）10時00分

(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 単価により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項を付する。

9 その他

(1) 入札書は指定した書式を使用する。

(2) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(3) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和5年4月21日（金）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「パッド, 体外自動式除細動器, 2型用ほか3件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて配達ができる郵便又はメール便にて送付する。
- (イ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (4) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
 - 令和5年4月27日(木) 13時00分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和5年4月26日(水) 17時00分(必着)
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (5) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。(FAX可)
- (6) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
 - ア 物品及び仕様等に関する事項
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課(担当:成田)
 - 電話 0123-36-8611(内線5257)
- (8) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (9) 公告掲示期間
 - 令和5年3月24日～令和5年4月24日

内訳書

No.	品名	規格	単位	予定数量
1	パッド, 体外自動式除細動器, 2型用	114mm×128mm, 1セット P-721 (TEC-2601用)	EA	26
2	パッド, 体外自動除細動器, 2型用	170mm×110mm, 1セット FR3用スマートパッドⅢ	EA	89
3	FR3 バッテリー	989803150161 フィリップ プスエレクトロニクスジャパン(株)製	EA	12
4	リチウムイオンバッテリー	SB-220V (TEC-2601 用)	EA	9

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
衛生用品等消耗品	NM-T10005	
	作 成	平成26年 4月24日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の衛生用品等消耗品について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 補給カタログ

衛F-1-3 補給管理品目表医療用消耗品品目表（以下“衛F-1-3”という。）

2 一般的事項

本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及び銘柄

品名及び銘柄は、衛F-1-3に示されている品目より、調達要求書で示す。

3.2 有効期限又は使用期限

有効期限又は使用期限は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。ただし、表1に合わない正当な理由がある場合は、契約担当官等に速やかに通知し承認を得なければならない。

表1－有効期限又は使用期限

有効期限又は使用期限		納入品の条件
あり	3年以上	納期において、製造後12ヶ月以内のもの
	3年未満	納期において、製造後6ヶ月以内のもの
なし		納期において、製造後12ヶ月以内のもの

3.3 ロット管理

納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、努めて同一ロット製品とするが、同一ロットでの納品が不可能な場合は、有効期限及び使用期限を同一のものとする。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

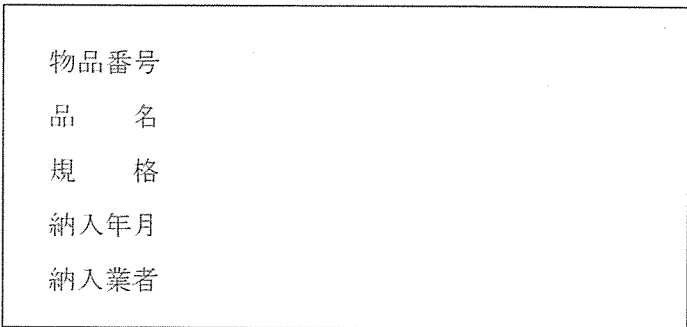
5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.1による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、次による。

a) 個装表示は、による。

物品番号
品名
規格
納入年月
納入業者

図1－個装表示

b) 内外装表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

6 納入書類

契約の相手方は、物品番号、品名、規格、数量、製造年月日及び使用期限を明記した書類を納品書に添付して提出するものとする。

7 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

製品指定理由書

調達要求番号	3MCN1CZ0004	仕様書番号	NM-T100005
調達要求年月日	令和5年3月1日	作成年月日	令和5年2月27日
物品番号等		作成部隊等名	北海道補給処

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
<p>要求書のとおり。</p>		<input checked="" type="checkbox"/> 部品、 構成等 <input type="checkbox"/> 著作物 <input type="checkbox"/> 部隊使用 承認 <input type="checkbox"/> 試験、 研究、 競技 <input type="checkbox"/> 教育、 標準化 <input type="checkbox"/> 国際貢献等	<p>装備品等の構成等であり、 当該装備品等の品質・性能を確 保するため。 よって、製品を指定する理由 とする。</p>

調達要求番号： 3MCNICZ0005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
衛 生 器 材 (整 備 ・ 補 修 用 部 品)	HM-T000003	
	作 成	平成25年 7月 3日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	補 給 統 制 本 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の衛生器材（整備・補修用部品）（以下，“部品”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

部品番号

部品番号とは、補給カタログで使用している番号であり、製造者の部品番号又は規格をいう。

1.2.2

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.3

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 種類

種類は、補給カタログ（衛E）及びカタログの中から選定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 部品カタログ

補給カタログ（衛E）

適用部品カタログ

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

部品は、物品番号、部品番号、第1種部品表又はカタログによって示されたものと同一であり、GLT-CG-Z000001の2.1によるほか、製造者の規定する社内規格などに合格したものとす

2.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、補給カタログ（衛E）及びカタログの中から表1の様式によって調達要領指定書に示すものとする。

2.3 構造・形状・寸法

部品の構造、形状及び寸法は、製造者の社内規格及びカタログによる。ただし、調達要領指定書によって示す物品番号、部品番号又は規格と相違する品目（同等品などを含む。）を納入する場合は、現用の部品の互換性にかかわらず、承認用図面、承認用見本又はその旨を記載した文書などを提出しなければならない。

2.4 外観

外観は、仕上げが良好で、きず、割れ、まくれ、さび、ほつれなどの欠陥があってはならない。

2.5 性能

性能は、精度良好、耐久性及び耐摩耗性に富み、その機能を高度に発揮し、信頼性のあるものでなければならない。

2.6 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、次による。

- a) 形状又は寸法によって銘板の取付けが困難な場合は、製造者の社標、物品番号及び品名（以下“社標等”という。）を刻印又は押印によって表示する。
- b) 社標等の表示が困難な場合は、製造者の社内規格などに合格し、品質が保証されていることを証するに足る証明書などを添付しなければならない。
- c) a)及びb)の規定により難しい場合は、契約担当官等の承認を得て、商慣習による個装表示（物品番号、品名及び納入年月日が明記されているもの）によることができる。

2.7 塗装

塗装は、GLT-CG-Z000001の2.2によるほか、塗装色は、現用の衛生器材と同色とする。ただし、特定が困難な場合は、契約担当官等の承認を得るものとする。

2.8 防せい処置など

防せい処置などは、非塗装部位及び気密を要する部位などに適切な防せい防湿処置を実施し、要求性能を長期に満たすものとする。

3 品質保証

3.1 試験

試験項目及び試験方法は、GLT-CG-Z000001の3.1によるほか、製造者の社内規格による。

3.2 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

包装及び包装の表示については、GLT-CG-Z000001の箇条4によるほか、製造者の規定する社内規格などによる。

5 その他の指示

GLT-CG-Z000001の箇条6によるほか、この仕様書の2.3のただし書き及び2.6 c)に該当する場合は、契約後速やかに承認項目を契約担当官等に提出し、承認を得なければならない。

製品指定理由書

調達要求番号	3MCN1CZ0005	仕様書番号	HM-T000003
調達要求年月日	令和5年3月1日	作成年月日	令和5年2月27日
物品番号等		作成部隊等名	北海道補給処

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
<p>要求書のとおり。</p>		<input checked="" type="checkbox"/> 部品、 構成等 <input type="checkbox"/> 著作物 <input type="checkbox"/> 部隊使用 承認 <input type="checkbox"/> 試験、 研究、 競技 <input type="checkbox"/> 教育、 標準化 <input type="checkbox"/> 国際貢献等	<p>装備品等の構成等であり、当該装備品等の品質・性能を確保するため。</p> <p>よって、製品を指定する理由とする。</p>